

1 目的

川崎市では市内に立地する企業が、長く市内産業を支えてきた製造業から知識集約型・高付加価値型にシフトするとともに、研究開発機関の集積も進むことにより市内従業者数に占める研究開発業への従事割合が他政令指定都市と比較して最も高いなど、産業構造の転換が進んでいる。さらに、殿町地区や新川崎地区等において、ベンチャー企業や研究開発機関などの集積も進捗し、内閣府スタートアップエコシステム東京コンソーシアムにも参画している。

こうした市内の産業を支える優れた技術・技能の承継を図るため、川崎市では次世代の技術・技能を担う人材の育成事業として、産業界との連携による人材の育成・確保を図ってきた。

次世代の産業の担い手となる人材育成に当たっては、AI やディープラーニング等の技術の高度化、予測不可能な時代の到来といった社会背景の変化に対応することが肝要となる。また、従来の大量生産・大量消費型の社会から、フラグメント化、個別最適化、自律分散型の社会が到来することにより、子どもたち自身が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要とされており、その観点からも人材育成にアントレプレナーシップの要素※を取り入れることが益々重要となってきている。

アントレプレナーの素養を涵養することは単に将来的な起業という選択肢を与えるのみならず、自己認識や自己肯定感、主体性や表現力などの能力も得られることから、予測の付かない時代においても高いチャレンジ精神を持ち続け、強いリーダーシップで次世代を牽引する人材を育成することが可能になるものと考えられる。一方、こうした能力はなるべく早い段階から涵養することが重要であるが、日本においてはその多くが個別の取組に留まっており、本市においても余り実施されていないのが現状である。

こうした市内産業の状況や社会背景を踏まえ、産業界との連携により、起業に関心を持つ小・中学生向けのアントレプレナーシップ教育プログラムを実施するとともに、起業について関心のない（もしくは関心を持つ機会がなかった）小・中学生向けアントレプレナーシップ醸成プログラムを実施することで、将来の川崎市、日本の産業を担い世界で活躍できる人材を育成する。

※アントレプレナーシップの要素に関しては、参考としてEU Commissionが2016年にEntreComp : The Entrepreneurship Competence Frameworkにおいて定義しており、アイデアや機会を生み出す (Ideas & opportunities)、そのアイデアや機会を自分の持っているリソースと結びつける (Resources)、具体的な行動に移す (Into action) の3つのステップと、それぞれのステップの配下に5つのコンピテンシーを設定している。(例：「クリエイティビティ」、「ビジョン」、「機会をつかむ」、「アイデアの評価」等)

2 契約条件等

(1) 契約期間

契約締結日から令和6年3月27日（水）まで

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 契約の種別

委託契約

(4) 契約方法

企画提案方式による随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(5) その他

業務実施に係る実施場所については、原則として、受託者が手配するとともに費用を負担する。但し、かわさき新産業創造センター会議室等、本市での減免可能な施設等の利用は無償とする。

3 委託業務の詳細

次の(1)から(2)に掲げる事項を一体的に行うものとする。

なお、各プログラムの開催方法については、原則オフラインとするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、オンラインへの切り替えも対応可能なものとする。

(1) 小中学生向けアントレプレナーシップ教育プログラム（以下、教育プログラム）の開催

ア 参加者

以下の条件を満たす者を参加者とし、本市と協議の上決定する。

- (ア) 起業に関心のある川崎市内に在住または川崎市内の学校に通学する
小学校5年生から中学校3年生まで

イ プログラムの実施場所

かわさき新産業創造センター（川崎市幸区新川崎7-7）等

ウ 実施内容

受託者は、次の業務を企画し、本市と協議の上実施する。教育プログラム実施にあたり、必要な日程等の調整を行うとともに会場を確保し、必要な資料作成・配布、必要な物品等の準備を行う。

また、教育プログラムにおいては企業等が自主的に実施する独自のプログラムとの連携を図ることとし、より有効なアントレプレナーシップ教育の手法等について検討を図るものとする。

(ア) 参加者の公募及び事業の広報

参加者の公募にあたり、募集要項の作成や、教育プログラムの情報発信等に関する次の業務を行う。また、企業等が自主的に実施する独自のプログラムとの連携を図る観点から、企業・大学等との連絡調整を行い、企業独自のプログラムの広報についても併せて実施すること。

- a 募集要項、チラシの作成（市内小中学校向けに約7万部印刷）
- b チラシの仕分け：市立小中学校分（約6万部程度）に関しては、30部毎に合紙等を挿入した上で納入すること。また、私立小中学校分（約1万部程度、10か所）に関しては本市が提供するリストに基づき各学校へ納品すること。
- c 本プログラム専用ホームページの開設・運営（応募フォームの設定等）と、SNSを活用した広報

(イ) 参加者選定に係る手法の提案及び選定の補助

受託者は選定に係る手法を提案し、選定の補助を行う。参加者は応募状況を踏まえ30名程度とし、受託者等の意見を参考に本市が決定する。受託者は、選定に係る次の業務を行う。

- a 選定手法の提案
- b 選定にあたり必要となる情報の収集・整理
- c 選定についての本市への意見提案
- d 必要に応じた個別面談・面接等の実施
- e bからcまでに係る資料（データ形式）の作成・提出
- f その他選定に必要な本市に対する補助等

(ウ) 教育プログラムの設計

受託者は、選定された参加者に対して、アントレプレナーの素養を涵養する教育プログラムを実施する。参考として、次のa～fに掲げる項目を含むものとし、参加者のアイデアの内容等に合わせて、アイデアを具体化する要素をプログラムに含め、最終的に成果発表を行うものとする。

なお、開催回数については、次の令和4年度開催実績を参考とした上で、実際の教育プログラム設計については本市と十分協議の上、決定すること。

- a オリエンテーション・講座（達成目標や教育プログラムの目的の提示等）
- b 個別のメンタリング（参加者が教育プログラム内で企画するプロジェクトの進捗管理、試作や企業等との連携に係る助言、ITリテラシーの幅に合わせたインプット等）

- c 成果発表に向けたプレゼンテーション技術の向上支援
- d 成果発表会と優れた取組への表彰等
- e その他、参加者が必要とする支援
- f 企業等が自主的に実施する独自のプログラムに関する日程等の調整
- g 令和4年度開催実績

(本講座)

- ・第1回 令和4年 8月17日(水) 13:00~17:00
 - ・第2回 令和4年 8月18日(木) 13:00~17:00
 - ・第3回 令和4年 8月19日(金) 13:00~17:00
 - ・第4回 令和4年 9月 4日(日) 13:00~16:00
 - ・第5回 令和4年 9月18日(日) 13:00~16:00
 - ・第6回 令和4年10月 9日(日) 13:00~16:00
 - ・第7回 令和4年11月13日(日) 13:00~16:00
- (発表練習・相談会)
- ・第1回 令和4年10月23日(日) 13:00~15:00
 - ・第2回 令和4年10月30日(日) 13:00~15:00

(エ) サポーターの登用

上記(ウ)で設計した教育プログラムの実施に当たって、子どものアイデアのブラッシュアップの支援等を行うサポーターを必要に応じて登用する。なお、参加者のアイデアの分野に対応可能とするため、幅広い分野において、それぞれ専門性を有する人材を本市と十分協議のうえ選定するとともに、提案する報酬・交通費等、経費の範囲内で候補者を登用すること。

(オ) アンケートの実施

受託者は、選定された参加者に対して、事業終了後(必要に応じて事業開始前)にアンケートを実施する。アンケートには、参考として以下に掲げる項目を含めるものとする。

- (ア) 教育プログラム終了前後における起業に対するイメージの変化
- (イ) 教育プログラム終了前後における将来の職業選択等に対する意識の変化

(カ) 映像記録の作成

受託者は、教育プログラムについて適宜映像記録を作成すること。

なお、記録した映像は「かわさきGIGAスクール構想」に基づき、市内小中学生に配布されている教育用端末で閲覧できるよう、川崎市によってコンテンツ化するため、撮影シーンについては本市と受託者で十分協議の上、決定すること。

(2) 小中学生向けアントレプレナーシップ醸成プログラム(以下、醸成プログラム)の開催

ア 参加者

以下の条件を満たす者を参加者とし、本市と協議の上決定する。

- (ア) 起業について関心のない(もしくは関心を持つ機会がなかった)川崎市内に在住または川崎市内の学校に通学する小学校4年生から中学校3年生まで
- ただし、対象者を広げる又は限定することでより効果的に事業を実施できると判断する場合はこの限りでない。

イ 実施場所

かわさき新産業創造センター(川崎市幸区新川崎7-7)等

ウ 実施内容

受託者は、次の業務を企画し、本市と協議の上実施する。醸成プログラム実施にあたり、必要な日程等の調整を行うとともに会場を確保し、必要な資料作成・配布、必要な物品等の準備を行う。

- (ア) 参加者の公募及び事業の広報

(1) ウ (ア) 参加者の公募及び事業の広報と一体的に行うこと。

(イ) 参加者選定に係る手法の提案及び選定の補助

受託者は選定に係る手法を提案し、選定の補助を行う。参加者は応募状況を踏まえ30～50名程度とし、受託者等の意見を参考に本市が決定する。受託者は、選定に係る次の業務を行う。

- a 選定手法の提案
- b 選定にあたり必要となる情報の収集・整理
- c 選定についての本市への意見提案
- d 必要に応じた個別面談・面接等の実施
- e bから c までに関する資料（データ形式）の作成・提出
- f その他選定に必要な本市に対する補助等

(ウ) 醸成プログラムの実施

受託者は、起業を志す人材の裾野を拡大するため、アントレプレナーシップを学ぶ契機となるような醸成プログラム（概ね半日～2日程度×1回）を提案し、実施すること。

(エ) アンケートの実施

受託者は、選定された参加者に対して、事業終了後（必要に応じて事業開始前）にアンケートを実施する。アンケートには、参考として以下に掲げる項目を含めるものとする。

- (ア) 醸成プログラム終了前後における起業に対するイメージの変化
- (イ) 醸成プログラム終了前後における将来の職業選択等に対する意識の変化

(4) 報告書の作成

本事業の終了後、参加者に対する支援経過等、本事業の実施結果についてまとめた報告書を遅滞なく作成すること。

(5) 成果物の提出

成果品項目は次に掲げるとおりとし、それぞれ必要となる時期に適宜納入するものとする。納入時期については、別途本市と協議するものとする。

- ア 報告書（A4版縦長左綴じ製本）1部
- イ 広報資料（チラシなど）1部
- ウ 上記の電子データ一式【Microsoft Word形式及びPDF形式】
- エ 映像記録（mp4形式等の動画データ）を作成し、データで提出すること。

(6) その他

- a 本業務の実施にあたっては、参加者の課題等を十分把握の上、参加者の成長を促進する提案助言や必要な事項等について本市へ積極的に行うこと。
- b 本市が行う参加者の審査の結果、選定した参加者が想定する数に満たなかったときは、本市と受託者との協議の上、委託業務内容または委託契約金額、またはその双方について変更を行うものとする。
- c 本事業において本市に提出する報告書については、業務の実施により知り得た情報を原則として全て記載しなければならない。
- d 業務の実施にあたり知り得た情報等は、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- e 作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。
- f 講座等を対面で実施する場合、イベント賠償責任保険等への加入を行うとともに、安全面に配慮して実施すること。
- g その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定することとする。